＜ キャリアアップ助成金 ＞　処遇改善関係助成金

非正規労働者の処遇の改善を目的とし、賃金上昇や社会保険の加入等を進めた場合に支給

※ ＜＞ は生産性要件を満たした場合　（令和５年３月31日で生産性要件廃止）
※（　）は中小企業事業主以外

※ 令和５年３月31日をもって生産性要件が廃止されましたが、令和５年３月31日までにした処遇改善の取組については、経過措置として生産性要件での申請可能です。

<table>
<tr><th>内　容</th><th>助　成　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">賃金規定等改定コース
すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を２％以上増額改定し、昇級させた場合に助成
※　３％以上増額の中小企業に対しては助成金の加算措置があります。</td><td>【令和４年８月31日までの取り組み助成額】
2.85万円～285万円　＜ 3.6万円～360万円 ＞
（19,000円～190万円 ＜ 2.4万円～240万円 ＞）
※ 対象者の人数に応じて助成額が変わります
■　加算措置
３％以上増額　14,250円 ＜ 1.8万円 ＞／人
５％以上増額　23,750円 ＜ 3.0万円 ＞／人</td></tr>
<tr><td>【令和４年９月１日以降の取り組み助成額】※ 一人当たり
<table>
<tr><th>賃金引き上げ率
企業規模</th><th>3%以上
5%未満</th><th>5%以上</th></tr>
<tr><td>中小企業</td><td>5万円</td><td>6万5,000円</td></tr>
<tr><td>大 企 業</td><td>3万3,000円</td><td>4万3,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>賃金規定等共通化コース
有期雇用労働者等が正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し適用した場合に助成</td><td>１事業所あたり
中小企業　60万円　　大企業　45万円
※ １事業所１回のみ</td></tr>
<tr><td>賞与・退職金制度導入コース
有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金を導入し、支給または積立てを実施した場合に助成</td><td>１事業所あたり
■　賞与または退職金制度を導入
中小企業　40万円　　大企業　30万
■　賞与・退職金制度を同時に導入した場合
中小企業　56.8万円　　大企業　42.6万</td></tr>
<tr><td>短時間労働者労働時間延長コース
社会保険の加入対象になっていない短時間労働者に対し、労働時間の延長により加入対象者とする場合</td><td>①　週所定労働時間を３時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合
中小企業　23.7万円　　大企業　17.8万円
②　労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に適用した場合
●　１時間以上２時間未満延長（10%以上増額）
中小企業　5.8万円　　大企業　4.3万円
●　２時間以上３時間未満延長（６％以上増額）
中小企業　11.7万円　　大企業　8.8万円</td></tr>
</table>

パンフレット・申請様式・提出先

<table>
<tr><th>パンフレット</th><th>申請様式</th><th>チェックリスト</th><th>提　出　先</th></tr>
<tr><td rowspan="3">令和５年４月版
【 PDF 形式 4.1MB 】</td><td>令和４年　４月１日から
令和４年１２月１日までに転換</td><td rowspan="3">チェックリスト一覧</td><td rowspan="3">各 ハローワーク</td></tr>
<tr><td>令和４年１２月２日から
令和５年　３月３１日までに転換</td></tr>
<tr><td>令和５年　４月１日以降に転換</td></tr>
</table>

制度実施を行った時期に合わせて申請様式を使用してください。表記以外は こちら から